

パーソナル・ステイトメント

北見拓也

1、法曹を志した動機

私の父親は、中小企業を対象とした経営コンサルタント業を行っており、私は幼いころから、経営者の大変さを繰り返し聞かされてきました。私の父親は、経営者の苦勞の中でも、とりわけ大きいのは労働問題であると常に言っており、多くの経営者が労働者とのトラブルに頭を抱えているという現状を教えられました。「経営者が会社を経営していく中で、労働者という存在は不可欠なものであり、労働者との関係を断つことは出来ない。労働者は十人十色であり、そのような個性を有する労働者をまとめ上げ、毎月給料を支払うのは非常に大変なことだ。経営者はえらい。」と父親はよく言っていました。私は、そのような話を聞く中で、次第に、使用者側の立場に立って、その経営を助ける仕事がしてみたい、多くの経営者が悩まされている労働問題を解決したいと考えるようになりました。そこで、法律知識を有し、多くの経営者の味方になることが出来る弁護士という職業を志すに至りました。

2、法曹資格取得後に目指すもの

私は、法曹を志した当初の希望通り、使用者側の立場に立って労働問題を解決する、労働専門弁護士になることを志しています。地域の小さな企業の経営者が、労働問題で困った際に、気軽に相談できる場所のような存在の弁護士になることを志しています。

また、経営者一人ひとりの助けになるだけでなく、多くの経営者を助けることによって、多くの企業を活性化させ、地域社会の発展に貢献することができるような弁護士になりたいと考えています。

3、経済的支援を必要とする理由

私は法曹を志すことを両親に打ち明けた際に、反対され、金銭面で迷惑をかけないことを条件に、承諾を得ることが出来ました。法科大学院の学費は、大学時代にアルバイトで貯めたお金と、奨学金により支払うことが出来ましたが、既に貯金はあまり残っておらず、司法修習に必要なお金は、貸与を受けざるを得ない状況です。法曹として先行きが不安定な中で、約200万円の借金をすることは非常に不安であり、経済的支援を必要としています。

4、これまでの社会経験、学業上の成果

私は、一度も浪人、留年等することなく、高校、大学、法科大学院と順に進学してきましたので、社会人としての経験はありません。大学、法科大学院時代に、飲食店で4年間、コンビニエンスストアで2年間のアルバイト経験があるのみです。

大学、法科大学院において法学を学び、平成27年に司法試験予備試験に合格し、平成28年に司法試験に合格しました。